

船舶事故等調査報告書

平成22年5月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | | |
|----------------------------------|--|---|
| 事故等番号 | 2009長第158号 | |
| 事故等種類 | 乗揚 | |
| 発生日時 | 平成21年11月25日 14時30分ごろ | |
| 発生場所 | 熊本県天草市 本渡港防砂堤灯台から真方位242° 140m付近 (概位 北緯32° 27.57′ 東経130° 12.53′) | |
| 事故等調査の経過 | 平成21年12月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 | |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | A 引船 第三十八 ^{たいせい} 大成丸、19トン 270-41153 鹿児島、宗田造船株式会社（船舶所有者）、新光建設株式会社（船舶借入人） B クレーン付作業台船 第二 ^{はくよう} 博洋号、長さ30m なし、有限会社博洋建設 | |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型船舶操縦士 | |
| 死傷者等 | なし | |
| 損傷 | A 船底に擦過傷 B 船底に擦過傷 | |
| 事故等の経過 | A船は、船長ほか2人が乗り組み、船首約0.6m、船尾約2.0mの喫水で、B船をえい航してA船引船列を構成し、本渡港を約4ノットの速力で手動操舵により南西進中、平成21年11月25日14時30分ごろ、水面下の防砂堤に乗り揚げた。 A船引船列は、海上保安部に通報したのち自力で離礁したものの流されて座洲し、巡視艇に引き降ろされた。 | |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 1 海象：潮汐 高潮期 | |
| その他の事項 | 本事故時、GPSプロッターを作動中であったが、船長は使い方をよく知らなかった。 | |
| 分析 | 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | あり なし あり A船引船列は、本渡港を初めて航行する際に、適切な水路の調査を行っていなかったものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、A船引船列が、本渡港を初めて航行する際、適切な水路の調査を行っていなかったため、防砂堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。 | |